

土砂等による土地の埋立て等の許可にかかるフローチャート

○許可について

500平方メートル以上の土砂等の搬入を伴う埋立て等についてあらかじめ許可が必要となります。以下のフローで許可が必要か判断してください。

土地の埋め立て等の面積が500平方メートル未満ですか？

はい

許可不要

いいえ

埋立等てを行おうとする者が、次に該当しますか？

国、地方公共団体、森林組合、地方道路公社、土地開発公社、土地改良区、土地区画整理組合、国立大学法人、国立研究開発法人森林総合研究所、独立行政法人水資源機構、西日本高速道路株式会社、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構

はい

許可不要

いいえ

採石法、砂利採取法、奈良県土採取規制条例に基づき認可された採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に行う土砂等のたい積ですか？

はい

許可不要

いいえ

下記の適用除外のいずれかの事業に該当しますか？

- ①運動場、駐車場などの維持管理行為
- ②災害復旧のために必要な応急復旧の埋め立て行為
- ③法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う特定事業
- ④廃棄物処理法の許可を受けた一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物処理施設又は届出のあった産業廃棄物の積替保管施設
- ⑤農地法の第4条または5条の許可を要する事業

はい

許可不要

いいえ

次の各法令の許認可を受けた事業ですか？

土地改良法、森林法、道路法、土地区画整理法、都市公園法、宅地造成等規制法、河川法、都市計画法、都市再開発法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、農業振興地域の整備に関する法律、生産緑地法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法、自然公園法、奈良県立自然公園条例、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
(各法令等の該当条項は条例施行規則別表第3参照)

はい

許可不要

(届出が必要)

いいえ

許可が必要です